

追加分・解散分の政治資金収支報告書の公表について

このことについて、今般、下記のとおり公表しましたので、お知らせします。

記

1 公表の日時

令和6年5月31日（金）午前9時

2 公表の方法

PDF スキャンした収支報告書を県選挙管理委員会ホームページ（https://www.pref.ibaraki.jp/somu/shichoson/senkyo/seijishikin_syushi_kohyo/syushi_kohyo.html）に掲載

3 公表の対象

(1) 追加分

政治団体の提出遅れにより令和5年の定期公表の際に公表できなかった令和4年分収支報告書等

(2) 解散分

政治団体の解散に伴い提出された令和4年分収支報告書等

4 備考

今回公表した収支報告書の要旨データは、これまでと同様に、11月の定期公表の際に提供します。

<参考> 政治資金の収支の公開について（政治資金規正法）

政治団体は、毎年収支報告書を作成し、翌年3月末までに県選挙管理委員会に提出することとされており、県選挙管理委員会は、提出された収支報告書を11月末までにホームページに掲載して公表しています。

なお、政治団体が解散した場合は、解散日から30日以内に、解散届とともに、解散日までの収支報告書を提出することとされています。



茨城県

Ibaraki Prefectural Government

トップ

茨城を創る

茨城で暮らす

茨城を楽しむ

茨城で学ぶ

茨城を知る

政治団体・政治資金

- 政治団体の手引（令和5年12月改訂）
- 政治資金収支報告書の公表
- 政治団体の届出状況
- 法第17条2項適用団体の公表

サイトの利用案内

本庁各課・出先機関

携帯サイト Foreign Language 文字サイズ・色合い変更

サイト内検索

Googleカスタム検索

検索

ホーム > 茨城を知る > 選挙 > 政治団体・政治資金 > 政治資金収支報告書の公表

政治資金収支報告書の公表

茨城県選挙管理委員会に、政治団体として届出がなされている政治団体の収支報告書を掲載しています。

[令和6年5月31日公表（追加分・解散分）](#) 今回公表

[令和5年11月30日公表（定期分・追加分・解散分）](#)

[令和5年5月31日公表（追加分・解散分）](#)

[令和4年11月30日公表（定期分・追加分・解散分）](#)

[令和4年5月31日公表（追加分・解散分）](#)

[令和3年11月30日公表（定期分・追加分・解散分）](#)

[令和3年5月31日公表（追加分・解散分）](#)

🏠 ページの先頭へ戻る

[> 県庁総合案内](#) [> 県庁へのアクセス](#) [> サイトポリシー](#)

茨城県庁 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 電話 029-301-1111(代表) 法人番号 2000020080004

[> お問い合わせ](#)

Copyright ©Ibaraki Prefectural Government. All rights reserved.